

第4回グリーンインフラ懇談会 での主なご意見と対応方針

国土交通省 総合政策局 環境政策課

《グリーンインフラの定義について》

意見	対応
社会資本の補足説明の中で「非排除性」についての記載があるが、立ち入って利用できる性格を持つという価値に限定されてしまうように読める。民有地であっても存在することで公共に資する価値もあるため、非利用価値も有しているという理解が必要。	「社会資本とは、広く社会一般に利害・影響を持つ性質を持つ財である。これには、民間所有の緑地など、公共的機能を果たす非公的な財も含まれる。」と補足します。
新定義では、社会資本であることを明確にしているが、自然資本も含まれるという点は説明した方が良い。	新定義案の「人と自然の関わりから形成される」の解釈を「自然と人間の相互関係」という解釈に整理し直しました。このことによって、人が自然資本に働きかける要素が含まれる形になったと認識しています。
社会的共通資本には制度資本も含まれるが、新定義からはソフトな取組は直接的な対象にならないということを明記しておいた方が良い。	社会資本の説明から「社会的共通資本」を削除。グリーンインフラの実装を支える制度は「戦略的計画」に含まれる整理としました。
国土交通省としての定義なのか、学会等での議論も含めた共通の定義なのか位置付けを明確にした方が良い。	「人と自然の関わりから形成される」の解釈を修正し、手つかずの自然も含めることとしました。これに伴い国土交通省だけの定義ではなく共通の定義とさせていただきます。
新定義では、公共事業であるという誤解は抑えられると思うが、まだ公的な取組と捉えられる言葉だと感じた。「幅広いステークホルダーの参画」で表現できていると思うが、民間の取組ではないと捉えられないようにする必要がある。	「社会資本とは、広く社会一般に利害・影響を持つ性質を持つ財である。これには、民間所有の緑地など、公共的機能を果たす非公的な財も含まれる。」と補足します。
「人と自然の関わりから形成される」という表現は良いが、手つかずの自然であったとしても、保全したいと思った段階で環境・経済的な価値が生じると考えることもできるため、「関わり」をどう捉えるのか基準を明確にする必要がある。	「関わり」は、自然と人間の相互関係と整理しました。

《グリーンインフラの定義について》

意見	対応
国土交通省の政策として進めていく部分が分かるように、対象とするグリーンインフラを示してはどうか。	新たな推進戦略の中で、社会課題の解決に資するグリーンインフラを例示し、国交省として重点的に実装を進める対象を明確化しました。
グリーンインフラ推進戦略2025の内容(案)では「地域の経済社会づくり」が打ち出されているが、資料1のP3右図には含まれていないため、修正が必要。	新たな推進戦略の中ではご指摘の図を引用しない想定です。
人と自然の関わりの一つの考え方として、後段に記載のある持続的な維持管理が重要。民有地を含む場合に持続性を担保することが一番の課題になると思われるため、インフラとして残していくという視点が必要である。	「実装に向けた主な留意点」として、維持管理の際には「長期的な視点」を持つ必要があることや、「技術・体制・資金に裏付けられた計画に基づき維持管理を行う」必要があることを記載しました。
グリーンインフラとして対象とする全体像の中には手をつけることを差し控えるべき地域もある。そのような地域も広義のグリーンインフラとしては重要だと考えることもできるため、国土交通省としての狭義の定義であることは明確にしておいた方が良い。	「人と自然の関わりから形成される」の解釈を修正し、手つかずの自然も含めることとしました。これに伴い国土交通省だけの定義ではなく共通の定義とさせていただきます。

《グリーンインフラ推進戦略2023の改定について》

意見	対応
「環境資源を基軸とした地域の経済社会づくり」の内容が不足していると感じる。認証制度やクレジットなどの経済的な議論があっても良いのでは。	グリーンインフラの実装に必要な資金調達については「基盤づくりの柱4」で方針を提示させていただきます。 一方で、グリーンインフラの実装による経済的効果の発現に向けた取組については第4章のグリーンインフラの実装にて方針を提示いたします。
行動を変えるためには、規制や経済的インセンティブなどの法的な枠組みがあると動きやすいため、都市緑地法が改正されたように法的な枠組みの推進が施策の背景にあると良いのでは。	前回懇談会資料の「具体の取組」の1つとして、「グリーンインフラの法体系への位置づけに向けた検討」を位置づけたため、今後関係局とも議論しながら、関連する法律の改正時には必要な位置づけを検討してまいります。

《グリーンインフラの拡大に向けた基盤づくりに関する具体の取組について》

意見	対応
グリーンインフラに関する取組をどこまで進めればよいのかという目標があれば庁内での説明や市民に向けた説明もしやすいと考えられる。目標の設定についても検討していくと位置付けてはどうか。	まずは各局で既に設定している整備目標について確認・整理を行い、目標設定されていないグリーンインフラについては今後目標設定する方針かどうかを各局にヒアリングさせていただきます。その上で、定性的な目標設定や各省との連携の必要性なども含めて検討させていただきます。
「②多様な効果の見える化」について、社会的な課題やインフラに対するニーズと、それに対する供給とのギャップを解消できるのかという評価が重要。	ご指摘を踏まえ、総合化に向けた検討方針を修正しました。(後述)
社会課題を解決するためにグリーンインフラが必要であるという立場に立つと、現状の課題・ニーズは社会課題になる。そのため課題・ニーズを改めて定義した方が良いのでは。	同上
「①国民的な機運・理解の醸成」について、示されている内容が緑地政策等に限られているように感じる。防災面での取組や連携があっても良いのでは。	第4章の社会課題の解決に向けたグリーンインフラの実装のうち、「水害対策」「災害への備え」に関する取組として整理します。
人工資本の整備と自然環境への配慮がトレードオフになる場合がある事業については、自然環境への配慮に相当程度のコストがかかっていると考えられるため、その部分を可視化することが重要。	グリーンインフラの実装に向けた留意点に記載します。
多様な効果の見える化について、総合化は非常に難しいため、まずはシンプルで分かりやすい評価手法の整理を進めることで良いのでは。	ご指摘を踏まえ、「総合化」を目指すのではなく、環境省等とも連携しながら、「運用に向けた検討を進める」とさせていただきます。
国際園芸博覧会での実践事例を対象に評価や効果の可視化を行えるとよいのでは。	省内で検討します。

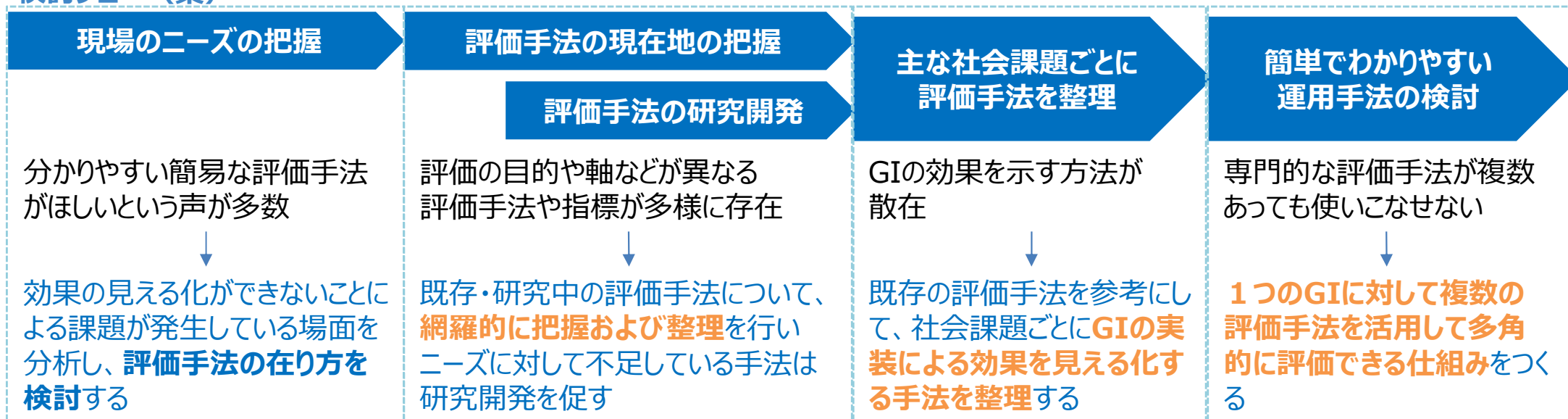
グリーンインフラの評価手法に関する検討

- GIの効果に関する評価手法は、その多様性や多機能性から評価手法が散在しており、複雑化している。
- 各取組主体からも「分かりやすい簡易な評価手法」を求める声があがっている。
- これを受け、現場のニーズの把握と既存の評価手法の調査分析を行い、グリーンインフラの実装による社会課題解決への実効性および貢献度の定量的・定性的な評価手法の運用に向けて検討を進める。
- なお、環境省や研究機関等とも連携しながら検討する。

評価手法に求められる機能

グリーンインフラの実装が社会課題に対してどの程度の実効性や貢献度を示したかを定量的・定性的に評価する。

検討フロー（案）



<課題（例）>

- ・ 各ステイクホルダーに対して明確なメリットをわかりやすく伝えられない。
- ・ 社内で幹部や上司などにB/Cや波及効果、リスク・ベネフィット評価の結果等に基づく有益性が説明できない。
- ・ GIを活用した公共事業の予算が優先的に確保できない。
- ・ GIを導入しなければならない理由が上手く説明できない。

<参考とする既存・研究中の評価手法（例）>

- ・ TSUNAG（国交省都市局）
- ・ NbS（環境省）
- ・ 新国富
- ・ SIP
- ・ 生態系サービスの経済価値評価ツール
- ・ JADRES など